

渡航手続代行条件書

旅行企画・実施:



株式会社 阪急トラベルサポート

本条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。お申し込みいただく前に、この条件書を必ずお読みください。

1. 渡航手続代行契約

- (1) 株式会社阪急トラベルサポート[観光庁長官登録旅行業第681号](以下、「当社」といいます。)は、当社又は当社の受託営業所(以下「当社ら」といいます。)にて、当社らの募集型企画旅行契約、受注型企画旅行契約、もしくは手配旅行契約を締結されたお客様、又は当社が受託している他の旅行者の募集型企画旅行について当社が代理して契約を締結したお客様と渡航手続代行契約を締結します。
- (2) 当社らは、お客様の委託により、当社ら所定の渡航手続代行料金を申し受け以下の書類作成、及びこれらに関する業務をおこなうことを引き受けます。
 - ・旅券申請書類の作成
 - ・出入国記録証(E/Dカード)の作成
 - ・査証申請書の作成と申請代行
- (3) 本ご旅行条件書に定めのない事項は、当社ら旅行業約款(渡航手続代行契約の部)によります。

2. お申し込み

- (1) 当社らの所定の申込書に記入の上、お申し込みいただきます。また契約は、当社らが承諾し申込書を受理したときに成立するものとします。
- (2) 当社らは電話等の通信手段によるお申し込みをお受けする場合があります。この場合、契約は当社らが契約の締結を受諾したときに成立します。
- (3) 当社らは、お客様が下記の①～③の何れかに該当した場合は、お申し込みをお断りする場合があります。
 - ① お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められるとき。
 - ② お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動もしくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為をおこなったとき。
 - ③ お客様が風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて当社の信用を毀損しもしくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為をおこなったとき。
- (4) 当社らは業務上の都合により、お申し込みをお断りする場合があります。

3. 書類の提出

- (1) お客様は当社らが定める期日までに必要な書類、資料等を当社らにご提出ください。

4. 渡航手続代行料金等のお支払い

次の料金を当社らの所定の期日までにお支払いください。

- (1) 当社ら所定の渡航手続代行料金
- (2) 日本の官公署、在日公館等に支払う手数料、査証料、特定の手続き代行業者に支払う委託料その他の料金
- (3) 郵送実費、交通実費、その他の費用が生じたときの当該費用

5. 契約の解除

- (1) お客様の解除権
お客様はいつでも契約を解除することができます。
- (2) 当社らの解除権
次の各々に該当する場合、当社らは渡航手続代行契約を解除することがあります。
 - ・お客様と当社ら又は当社が受託する他の旅行者との旅行契約が解除されたとき
 - ・お客様が所定の期日までに渡航手続き書類を提出されないとき
 - ・当社らがお客様が提出された渡航手続き書類に不備があると認めるとき
 - ・お客様が第4項に規定する料金を期日までに支払われないとき
 - ・当社らの責に帰すべき理由によらず、お客様が旅券、査証、再入国許可又は各種証明書を取得できないか、その可能性が極めて大きいと当社らが認めるとき
 - ・お客様が第2項(3)①～③の何れかに該当することが判明したとき
- (3) 当社らは、本項(1)、(2)により契約が解除されたときは、日本の官公署、在日公館等に既に支払った手数料、査証料、審査及び特定の手続き代行業者に支払った委託料と当社らが既におこなった業務にかかわる手続代行料金を申し受けます。

6. 当社らの責任

- (1) 当社らは本契約の履行にあたって、当社らの故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を補償します。但し、損害発生の翌日から起算して6ヶ月以内に当社らに対して通知があった場合に限りです。
- (2) 当社らは、本契約によりお客様が旅券等を取得できることや関係国への出入国を許可されることを保証するものではありません。従って、当社らの責に帰すべき理由によらず、お客様が旅券等を取得できなかったり、関係国への出入国を許可されなかったとしても当社らはその責任を負いません。

7. 渡航手続代行料金

出入国記録書類の作成、旅券取得書類等の作成、査証取得書類等の作成とは別に下記の料金を申し受けます。

- ・旅券印紙代、当該国の支払う査証料、審査料等。
- ・査証、招聘状等の取得手続き等特定の手続き代行業者に委託しなければならないときはその委託料。
- ・査証申請をすべき領事館等が遠隔地の場合、交通費及び郵送実費。
- ・査証の手続きについてはすべて1カ国についての料金となります。
- ・お客様がご自身で手続きをされた場合、料金は不要です。

8. 個人情報のお取り扱いについて

本契約の履行に際し、お客様より当社らが見ることが得るお客様の個人情報は、お客様との連絡の他当該申請先である日本の官公署、在日公館及び特定の手続代行業者に対し、本サービス受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただくことを基本とします。その他の運用等の詳細につきましては、当社担当者にお問い合わせいただくか、当社の「個人情報の取り扱いについて」をご参照ください。